尾を引く二百万円問題

本町議会別

新年度予算審査は、来る例年のように、前年度の繰越金の一部を、年末に貸したもので時効の者のために貸したものでないとの理由を掲げ、月十五日に貸したものでないとの理由を掲げ、午前十時から議会の予定で全員で午前九時から四十年度各会計決算審査の総まとめに入つたところ、安久津議員から例の岡崎前町長の二百万円問題調査のさいの百条特別委員会がその委員会の費用を勝決もなく支出したことに関して「なにもことを構える気持ちはないが真実を曲げることはできない、解散までした議会は筋を通したい、収入役は服務規定に反して勝決のないものを支出した、今月の岡崎前町長の判決は中小企業者のために貸したもので時効の者は、時効から本会議をひらきました。

金則（四日間）と日程を決めて、長谷川決算特別委員長の報告とおりに決算を認定して長谷川議長が議長席について、天野病院再建委員長、賀陽上水道再建委員長から報告があり、水元町長と域内教育委員長からそれぞれ新年度予算編成方針の説明があつたところで安久津議員から『違法な姿はいけない、執行権の侵害はいけない、十二月の議会でもいつたが交通安全推進委員会、体育協会の会長の問題、運営は違法、公金の公平な分配に疑惑のあるまゝに議事の進行は町民に申しわけない、議長の身分に関する問題なので議長の交替を求めたい』との動議が出されてこれが成立、長谷川議長は自治法第百十七条の除せきによつて退場して吉田副議長に替り、このあと秘密会にうつして協議した結果、天野、賀陽、作間、安久津、上原の五議員でこの問題を調査することにして散会しました。

十六日午前十時の再開へき頭にこんどは鳥居議員から緊急質問

鳥居議員　前岡崎町長の三月一日の公判における判決で、二百万円の流用は助役、収入役、総務課長の共謀が認められたよつて地方公務員法にかゝわりまして理事者は処置をとるかどうか

水元町長　法律上の見解は一応当時処置された者は特別委員会で遺憾の意を表し内部で解決している、不幸にして二人が起訴されたのでこれを処置する考えはない

鳥居議員　行政的に誤りはハツキリしている、処置しないのはなぜか

水元町長　当時百条特別委員会[illegible]

[illegible]

る、処断する考えはない

鳥居議員　当時の百条特別委員会の決定事項は特定の者に貸したとしたが、判決では公金に苦しむ商工業者の取扱いとなつている、三名は[illegible]のので自治法百条によつて[illegible]告発しなければならない

長谷[illegible]

安久津議員[illegible]が通る[illegible]

[illegible]

[illegible]